平成２６年（フ）第１７７号
茨城県水戸市河和田町1193番地の８、旧住所茨城県水戸市見川２丁目108番地の26　アーバンテラス一周館Ａ棟101―２号
破産者　櫛田　洋一
1　決定年月日　平成26年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第１５２７号
横浜市神奈川区子安通３丁目372番地２　セントラル新子安702号
破産者　赤澤　亮一
1　決定年月日　平成26年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２３９号
静岡県沼津市新宿町10番地の１　サンヴェール新宿905
破産者　後藤　憲彦（旧姓森）
1　決定年月日　平成26年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第２６２号
静岡県沼津市大岡1972番地の１　市営自由ヶ丘団地Ｎ４―206
破産者　井出　幸雄
1　決定年月日　平成26年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第４号
愛知県大府市横根町家下112番地の３、前住所愛知県大府市大東町１丁目768番地の４
破産者　田村　文雄
1　決定年月日　平成26年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２６年（フ）第１９４号
奈良市三条栄町５―１　奈良ハイツ305号、住民票上の住所奈良市北永井町153番地の15
破産者　Ｂ．Ｔ．Ｃ東工業こと　番中　一雄
1　決定年月日　平成26年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第５０４号
広島市安芸区中野東７丁目29番38号
破産者　牛尾　英隆
1　決定年月日　平成26年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６９号
山口県周南市大字櫛ヶ浜116番地の３
破産者　田中　千代
1　決定年月日　平成26年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部

平成２６年（フ）第５７号
香川県丸亀市御供所町２丁目11番６号
破産者　行安由華利
1　決定年月日　平成26年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２６年（フ）第１１７号
長崎県長崎市芒塚町539―３、住民票上の住所長崎県長崎市銅座町６番10号
破産者　渡瀬　俊英
1　決定年月日　平成26年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

破産手続終結

平成２５年（フ）第４８３５号
神奈川県藤沢市鵠沼藤が谷１丁目８―３　菅方
破産者　林　　誠持
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２８０７号
東京都世田谷区代沢４丁目４番２号
破産者　株式会社カレックス
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３６２０号
神奈川県川崎市中原区宮内２丁目26―25―101
破産者　神馬　洋一
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３９２４号
東京都千代田区神田小川町１丁目７番地　チカラビル５階Ａ
破産者　株式会社エアーポートニュースサービス
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５４０６号
東京都目黒区目黒本町５丁目29―13
破産者　若松　義人
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６５９２号
神奈川県三浦郡葉山町長柄601―４
破産者　植草　宏忠
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６９４３号
千葉県市川市南八幡３丁目23―25―305
破産者　小檜山満之
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６９６８号
東京都豊島区巣鴨１丁目７―３―102
破産者　谷口　泰男
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８０５８号
東京都西東京市田無町７丁目18―11
破産者　高橋　良春
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部